

## 屋外警報装置等の技術基準検討会開催要綱

## (目的)

第1条 住宅等における火災の早期覚知対策として、屋内の警報器と連動して火災発生を周囲に知らせる屋外警報装置等に求められる性能基準などのガイドライン策定を目的とした検討を行う。

## (検討会)

第2条 検討会の構成については次のとおりとする。

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁予防課長は、座長及び委員を依頼する。また、消防庁予防課長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (検討会公開の原則)

第3条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

## (任期)

第4条 座長及び委員の任期は、消防庁予防課長が依頼した日から、平成31年3月31日までとする

## (事務局)

第5条 検討会に係る事務局は、消防庁予防課に置く。

## (補足)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。